

令和5年度博物館実習の受入について

大学および大学院に在学する学芸員資格修得を目指す学生の単位習得に協力し、博物館法第5条第1項第1号及び博物館法施行規則第1条及び第2条にもとづく博物館実習の受入を東広島市立美術館で行います。

1 実習期間

令和5(2023)年8月22日(火)～8月26日(土)の5日間(予定)

2 対象者

以下のすべてに該当する者

- (1) 原則、東広島市内の大学に在学する者または東広島市在住者、出身者
- (2) 博物館法施行規則第1条にもとづく、「博物館実習」以外の科目単位を取得済みの者または本年度内に取得見込みの者
- (3) 1に掲げる実習期間全日程が出席可能な者
- (4) 美術系分野を専攻し、美術館学芸員を志す者

3 受入人数

全5名程度とし、一大学につき2名までとする。(応募多数の場合は書類選考を行う)

4 受付期間

令和5(2023)年3月28日(火)～4月24日(月)必着

5 申込方法

以下の書類を、大学の担当部署または担当教官がとりまとめ当館へ郵送にて提出すること。

- (1) 博物館実習依頼書(大学の所定様式で、在籍する大学の学長または学部長名で提出すること)
- (2) 博物館実習申込書(実習希望者本人が作成すること) ※当館webサイトよりダウンロード
- (3) 返信用封筒(角二封筒に120円切手を貼り付けること)

6 選考および結果通知

申込締切後、書類選考を行い5月上旬までに当館より各大学へ結果通知を行う。

7 その他

- (1) 原則、個人の都合による日程調整は行わない。申込後、辞退および取消等が生じた場合は速やかに当館実習担当者へ連絡すること。
- (2) 実習にかかる費用(交通費等)は実習生の自己負担とし、報酬等は支給しない。
- (3) 実習期間中、館内外における事故等は大学ならびに実習生の責任(保険等)とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実習内容について変更になる場合がある。

8 申込および問い合わせ先

東広島市立美術館 博物館実習担当
〒739-0015 東広島市西条栄町9番1号
TEL 082-430-7117 FAX 082-430-7118